

千葉県道路交通法施行細則（現行）（昭和35年千葉県公安委員会規則第12号）

（交通規制の対象から除く車両）

第2条の3 法第4条第2項の規定により、同条第1項の規定による交通規制の対象から除く車両は、道路標識等により表示するもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）及び（2） （略）

（3） 車両の通行禁止の規制（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）別表第1の規制標識のうち、「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車通行止め」、「車両（組合せ）通行止め」、「自転車及び歩行者等専用」及び「歩行者等専用」の標識を用いた法第8条第1項の道路標識による規制並びにこれらの標識に関連して設置されている「指定方向外進行禁止」の標識を用いた同項の道路標識による規制で、当該道路標識の下部の補助標識に「指定車を含む」の表示がされていない区域、道路の区間又は場所のものをいう。）の対象から除く車両は、次のとおりとする。

アからオまで （略）

（4） （略）

（自動車以外の車両の牽（けん）引制限）

第8条 法第60条の規定により自動車以外の車両（トロリーバスを除く。）の運転者は、次の各号に定める場合を除き、他の車両を牽（けん）引してはならない。

（1） 牽（けん）引するための装置を有する原動機付自転車又は自転車で、牽（けん）引されるための装置を有するリヤカー1台を牽（けん）引するとき。

（2） 原動機付自転車で、故障その他の理由により牽（けん）引することがやむを得ない原動機付自転車（以下「故障車」という。）1台を次に定めるところにより牽（けん）引するとき。

ア 牽（けん）引する原動機付自転車と故障車相互を堅ろうなロープ、鎖等（以下「ロープ等」という。）によつて確実につなぐこと。

イ 故障車に係る運転免許を受けた者を故障車に乗車させてハンドルその他の装置を操作させること。

ウ 牽（けん）引する原動機付自転車と故障車の間の距離は、5メートルを超えないこと。

エ 故障車を牽（けん）引しているロープ等の見やすい箇所に0.3メートル平方以上の大きさの白色の布をつけること。

道路交通法（昭和35年法律第105号）

（公安委員会の交通規制）

第4条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。この場合において、緊急を要するため道路標識等を設置するいとまがないとき、その他道路標識等による交通の規制をすることが困難であると認めるときは、公安委員会は、その管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、道路標識等の設置及び管理による交通の規制に相当する交通の規制をすることができる。

2 前項の規定による交通の規制は、区域、道路の区間又は場所を定めて行なう。この場合において、その規制は、対象を限定し、又は適用される日若しくは時間を限定して行なうことができる。

（通行の禁止等）

第8条 歩行者又は車両等は、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行してはならない。

（自動車以外の車両の牽引制限）

第60条 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めるときは、自動車以外の車両によつてする牽引の制限について定めることができる。

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（現行）（昭和35年総理府建設省令第3号）

（種類等）

第二条 道路標識の種類、設置場所等は、別表第一のとおりとする。

別表第一（第二条関係）

規制標識

種類	番号	表示する意味	設置場所
二輪の自動車・原動機付自転車通行止め	(307)	交通法第八条第一項の道路標識により、二輪の自動車及び原動機付自転車の通行を禁止すること。	二輪の自動車及び原動機付自転車の通行を禁止する区域、道路の区間若しくは場所の前面又は区域、道路の区間若しくは場所内の必要な地点における左側の路端
自転車通行止め	(309)	交通法第八条第一項の道路標識により、自転車の通行を禁止すること。	自転車の通行を禁止する道路の区間若しくは場所の前面又は道路の区間若しくは場所内の必要な地点における左側の路端
自転車及び歩行者等専用	(325の3)	道路法第四十八条の十四第二項に規定する自転車歩行者専用道路であること。	自転車歩行者専用道路の入口その他必要な場所の路端
		交通法第八条第一項の道路標識により、普通自転車以外の車両の通行を禁止すること。	普通自転車以外の車両の通行を禁止する道路の区間若しくは場所の前面又は道路の区間若しくは場所内の必要な地点
		交通法第六十三条の四第一項第一号の道路標識により、普通自転車が歩道を通行することができることとする道路の区間の前面又は道路の区間内の必要な地点	普通自転車が歩道を通行することができることとする道路の区間の前面又は道路の区間内の必要な地点